

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

執行機関の附属機関に関する条例 (抄)

(設置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、

次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	省略	省略
	大阪市補償審査委員会	省略
	大阪市イノベーション促進評議会	グローバルイノベーションの創出の支援に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
	省略	省略
省略	省略	省略